

第6章

市民とともに歩む ひらかれたまち

第1節 市民協働・地域コミュニティ

第2節 男女共同参画

第3節 国際交流・多文化共生

第4節 平和行政の推進

第5節 広報・広聴

第6節 情報公開・個人情報保護

第7節 行財政運営

1 行政経営

2 財政運営

3 組織・人事マネジメント

市民協働・地域コミュニティ

現状と課題

- ・人々のライフスタイル*や価値観の多様化により、福祉、子育て、教育、環境など、様々な分野で行政やまちづくりに対する市民ニーズは、ますます複雑かつ多様化しています。こうした状況に対して、従来の行政サービスだけでは十分に対応できない課題も生じてきており、きめ細やかで柔軟な取組が求められています。一方で、地域におけるボランティア活動や地域づくり活動など、市民が主体となってこれらの課題解決に取り組む、「新しい公共」としての活動が活発化してきています。
- ・本市では、これまでも多くの市民や市民団体、地域などが、幅広い分野で自主的・自発的に活動し、まちづくりに大きな力を発揮してきました。
- ・2002年（平成14年）6月には市民活動支援計画を策定し、市民の自発性に基づく公益的な活動に対する支援などを行ってきています。また、2010年度（平成22年度）には、市民活動の拠点施設として市民活動支援センターを開設しました。
- ・2012年度（平成24年度）には自治基本条例を制定し、自治の基本原則を定め、市民を主体とした自治の実現を図る仕組みの運用を開始しました。このことを受けて、市民の意見を広く市政に反映させること及び協働によるまちづくりを推進するため、市民参加条例についても制定作業を進めています。
- ・今後とも、市民団体や事業者等も含めた市民と行政がお互いの責任と役割を担いながら協働によるまちづくりをさらに進めていくためには、市民活動への継続的な支援と市民同士や市民団体間等の連携支援を図るとともに、NPO法人**等の市民活動組織の養成や公益的な活動への助成などを継続する行う必要があります。
- ・本市では、行政区等が組織され、行政との連携を通じて、地域コミュニティ形成の重要な役割を果たしています。しかし、地域への社会的な関わりの意識の希薄化などによりコミュニティ活動を取り巻く環境は厳しくなっています。
- ・現在、全行政区等で地域安全パトロール隊による防犯パトロールが実施され、自主防災会組織による防災活動の取組も行われるなど、自助・共助*の活動が地域づくりへとつながってきています。
- ・地域に住む人たちが、地域のことを自ら考え、自ら行動し、行政との協働によって、自助・共助・公助による市民自治・市民協働のまちづくりを進めていく必要性が今後一層高まっていくことが予想される中、それを実現するための仕組みを適切に運用していくことづくりが求められています。

施策がめざす将来の姿

- 市民一人ひとりが、それぞれの能力を生かし、支え合い、つながり合いながらまちづくりに参加して、自分たちのまちに愛着と誇りを持って暮らしています。
- 市民と行政が、それぞれの責任と役割を認識し、対等な立場で連携、分担、協働によるまちづくりが進められています。
- 地域住民相互の信頼関係の下、それぞれの地域が課題解決のために自ら考え、自ら行動し、活気のある地域づくりを進めています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2008年度 (平成20年度)	2013年度 (平成25年度)	2015年度 (平成27年度)	2020年度 (平成32年度)
市民活動に参加している市民の割合	10.9%	16.3%	13.0%	15.0%
計画段階からの市政への市民参画に満足している市民の割合	73.0%	74.4%	75.0%	77.0%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
市民協働・地域コミュニティ	(1) 市民活動・市民協働の活性化	①市民活動・交流拠点の充実	61011
		②市民活動情報の受発信と相互交流機会の充実	61012
		③市民意識の向上とNPO*等の市民活動組織の養成	61013
		④市民活動助成制度の創設 充実	61014
		⑤市民との 自治・協働ルール の確立の 推進	61015
	(2) 地域コミュニティの強化	①地域自治組織関連施設の充実	61021
		②地域コミュニティ組織の情報発信の強化支援	61022
		③地域コミュニティ活動・組織の活性化	61023
	(3) 市民参加機会の拡大	①自治基本条例等の制定	61031
		②①企画・計画段階からの市民参加機会の充実	61032 ¹
		③②各種計画策定時における市民意見の反映【「広報・広聴」の再掲】	65023

施策の内容

(1) 市民活動・市民協働の活性化

①市民活動・交流拠点の充実

市民活動団体が気軽に集え、情報交換などができる場として、市民活動支援センターの機能の充実を図ります。また、市民、市民活動団体等の連携支援を図るために、

情報通信機器の利活用などにより、市民活動支援センターを拠点とした市民活動のネットワーク化を図ります。

②市民活動情報の受発信と相互交流機会の充実

市民、市民活動団体等の連携支援を図るために、情報通信機器の利活用などにより、市民活動支援センターを拠点とした市民活動のネットワーク化を図ります。また、市民活動への参加機会の拡大をめざし、市民プラザまつりや65歳の集いなど市民活動団体、ボランティア団体やNPO法人*等の活動を紹介する場と団体相互が交流できる機会を引き続き設けます。また、活動を手伝いたい市民と手伝ってほしい市民活動団体を結びつける仕組みであるまちづくりネットワークを活用して、市民活動の活性化に努めます。

③市民意識の向上とNPO等の市民活動組織の養成

広報紙やホームページ、まちづくり講座協働事業などの開催を通じて、市民活動・市民協働に関する市民意識の啓発・向上を図ります。また、NPO法人の設立支援などを行うことにより、ため人材の育成に取り組むとともに、公益的な市民活動組織の養成に努めます。

④市民活動助成制度の創設充実

公益的な市民活動の自立的発展を促進するために、地域が抱える課題解決を図る事業、市民の福祉向上やまちづくりに貢献する事業を行う市民活動団体に対して、団体の活動段階に応じた助成制度する市民活動助成金制度の充実や、市民の自由で創造的な発想による提案公募型補助事業などの導入を図ります。

⑤市民との自治・協働ルールの確立の推進

市民、市民活動団体、地域コミュニティ、事業者、行政などが、それぞれの責任と役割を明確にし、協働によるまちづくりを推進していくために、市民と行政との協働ルールの策定をめざします。などを定めた自治基本条例、市民参加条例及び協働ルールブックの検証を行いながら市民への浸透を図ります。

【主要事業】

- ◆市民活動支援センター事業
- ◆協働ルールの策定市民活動助成金事業
- ◆協働まちづくり推進事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009年度 (平成21年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2020年度 (平成32年度)
市民活動支援センター登録団体数	—	206団体	50団体	100団体 220団体
市内のNPO法人数	9団体	13団体	12団体	15団体

(2) 地域コミュニティの強化

①地域自治組織関連施設の充実

各行政区等に設置されている地域集会所や学習等共同利用施設、公会堂等を地域活動や市民活動の場として有効利用を図るため、各行政区等の協力を得て利用しやすい施設運営を促進します。また、施設の改修・修繕や施設用備品類の更新等に対して支援を行います。

②地域コミュニティ組織の情報発信の強化支援

各行政区等の地域自治活動への支援と地域住民の参加促進及び地域間の連携を図るために、市民活動支援センターを拠点とした情報発信などによりや情報通信機器を利用した活動を支援します。

③地域コミュニティ活動・組織の活性化

地域コミュニティの活動と組織の活性化を図るため、地域の防災・防犯活動や福祉・保健活動など地域住民が主体となった公益的な活動に対する助成・支援の充実や、地域コミュニティのリーダーとなる人材育成などを進めます。また、市民参加により地域コミュニティ運用マニュアルを作成するなど、市民のコミュニティ意識の醸成と地域コミュニティ組織への加入促進の支援に努めます。

【主要事業】

- ◆区育成補助事業
- ◆地域コミュニティ活性化事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2010年度 (平成22年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2020年度 (平成32年度)
身近な地域活動が盛んであると感じている市民の割合	31.4%	29.8%	33.0%	35.0%
地域自治リーダー養成講座受講者数	—	30人	150人	300人 150人

(3) 市民参加機会の拡大

①自治基本条例等の制定

自治体運営の基本的なあり方を市民と協働で考え、市民自治を実現するためのルールとなる自治基本条例の制定及び市民参加や市民協働等を推進するための各種個別条例の制定を検討します。

②①企画・計画段階からの市民参加機会の充実

公募や市民委員登録により、審議会や委員会等への市民の参加機会を拡大するとともに、意見交換会の開催や無作為抽出により参加者を募る市民討議会の開催など、

多様な市民参加機会の創出と参加意識の高揚に努めます。

③②各種計画策定時における市民意見反映の充実

「広報・広聴」の再掲

【主要事業】

- ◆自治基本条例制定
- ◆市民参加機会創出事業協働まちづくり推進事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009年度 (平成21年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2020年度 (平成32年度)
市民参加により策定される個別計画の割合	—	54.5%	60.0%	75.0% 100%

関連する計画・条例

- 岩倉市市民活動支援計画（平成14年6月策定）
- 協働ルールブック（平成24年2月策定）
- 岩倉市自治基本条例
- 岩倉市市民参加条例（予定）

男女共同参画

現状と課題

- ・1999年（平成11年）に制定された男女共同参画社会基本法では、男女が互いの人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が最重要課題と位置付けられています。
- ・本市では、1998~~7~~年度（平成10~~9~~年度）から2010~~年度~~（平成22~~年度~~）を計画期間とするに女性行動計画を策定し、「個性が尊重される男女平等・自立社会の形成」を基本理念に、男女が自立して自分の人生を主体的に選択し、共に認め支え合う男女共同参画型社会の実現をめざしてきました。
- ・2010~~年度~~（平成22~~年度~~）には、この計画~~の~~を見直し、による男女共同参画基本計画を策定し、~~では、社会制度・慣行についてジェンダー*~~の視点から見直し、エンパワーメント*の促進などを、各施策の進捗状況を検証しつつ積極的な姿勢で推進していくことが必要です。「~~地域~~で~~ともに~~支えあい、生活と仕事が調和するまち 岩倉」を基本理念に、男女共同参画に関する意識啓発を継続するとともに、市民一人ひとりが、家庭生活、職場、地域活動など様々な場面で互いを尊重し、ともに支えあう調和のとれた社会をめざしています。
- ・セクシュアルハラスメント*やドメスティックバイオレンス*などの根絶をはじめ、人権を尊重する観点からの総合的な取組も必要となっています。

施策がめざす将来の姿

- 男性も女性も、その個性と能力を十分に発揮することができる社会が実現しています。
- 家庭においても社会の中でも固定的な性別役割分担意識がなくなり、男女の人権が尊重されています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2008年度 (平成20年度)	2013年度 (平成25年度)	2015年度 (平成27年度)	2020年度 (平成32年度)
男女共同参画社会形成のための啓発活動や環境づくりに満足している市民の割合	80.3%	80.9%	83.0%	85.0%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
男女共同参画	(1) 市民参加による男女共同参画社会の推進		62010
	(2) 男女共同参画の意識啓発等	①男女共同参画意識の啓発	62021
		②相談体制・情報提供の充実	62022
	(3) 多様な機会における男女共同参画の推進	①審議会などへの女性の参画の拡大	62031
		②職場における男女共同参画の促進	62032
		③家庭生活・地域生活における男女共同参画の促進	62033
		④社会参加を支える制度等の周知・啓発	62034

施策の内容

(1) 市民参加による男女共同参画社会の推進

男女共同参画基本計画に基づく個別施策の進捗状況を検証する市民参加の男女共同参画懇話会を設置するなどの取組を通じて、男女共同参画社会形成の推進を図ります。

【主要事業】

- ◆男女共同参画基本計画進行管理事業

(2) 男女共同参画の意識啓発等

①男女共同参画意識の啓発

男女共同参画に対する理解促進を図るため、広報紙やホームページによる啓発を推進するとともに、学校等との協力や男女共同参画セミナーなどを通して、幼少期から高齢者まで人権教育を含む男女共同参画についての教育や講座を実施します。

②相談体制・情報提供の充実

女性配偶者や恋人などに対する暴力の根絶に向けて、また、性差や人権に関する相談に対応するため、県の関係機関と連携を図り、的確な情報収集と相談窓口の紹介などに努めます。

【主要事業】

- ◆男女共同参画セミナー
- ◆男女共同参画講座・イベント

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009年度 (平成21年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2020年度 (平成32年度)
男女共同参画に関する講座・イベント参加者数	180人	256人	300人	300人

(3) 多様な機会における男女共同参画の推進

①審議会などへの女性の参画の拡大

女性の声を市政に反映させるため、市の様々な審議会や行政委員会などの女性委員の登用率を向上させます。

②職場における男女共同参画の促進

本市において女性の採用、登用、職域の拡大に努めます。また、就労における男女格差の是正、女性の就労機会の拡大に向けて、男女共に働きやすい職場環境づくりについて広く啓発します。

③家庭生活・地域生活における男女共同参画の促進

家庭において男女が共に家事・育児や介護・看護を担うことができるよう、特に男性を対象にした講座やイベントの開催等に努めます。また、地域活動への女性リーダーの登用、地域ボランティア活動への男女バランスのとれた参加促進に努めます。

④社会参加を支える制度等の周知・啓発

働く男女が仕事と家事・育児、介護・看護などを両立できるよう、保育・介護サービスの周知を図るとともに、育児休業・介護休業制度の活用についてを啓発します。

【主要事業】

- ◆保育サービス・介護サービス等周知事業
- ◆男女共同参画普及・啓発事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009年度 (平成21年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2020年度 (平成32年度)
審議会等への女性登用率	27.0%	28.9%	32.0%	35.0%

関連する計画・条例

- 岩倉市男女共同参画基本計画（平成23年度～平成32年度）
- 岩倉市次世代育成支援後期行動計画（平成22年度～平成26年度）
- 岩倉市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）

国際交流・多文化共生※

現状と課題

- ・国際化が進む中、国際交流・多文化共生の推進は、子どもをはじめとした市民の国際感覚を養っていく上で、また、健全な地域の発展を図っていく上で重要になってきています。
- ・本市では、これまで、岩倉市国際交流協会が主体となって、ホームステイやこいのぼりづくりなど外国人が日本を体感できる機会を提供したり、世界の料理教室や国際交流セミナーなどを開催し、市民レベルでの国際理解を深めるための活動が行われています。
- ・また、岩倉市国際交流協会が継続してきたフィリピン・ピナトゥボ地域の人々との交流では、子どもから大人まで多くの市民が参加し、現地でのホームステイなどを通してお互いの顔の見える草の根交流が進められてきました。
- ・さらに、国際交流員が、小学校での国際理解教育や中学校での英語指導のほかに、生涯学習講座での外国語講座を担当するなどの活動をしており、これらの機会を通して出身国の紹介を行うなど、ふれあいのある交流を通して市民の国際理解を促進してきました。
- ・中学生海外派遣事業は、毎年、多くの生徒が、現地でのホームステイや学校訪問を通して、外国での生活や文化を経験する貴重な機会となっています。
- ・市内在住の外国人は2,100人ほどで年々増加し、過去10年間で3倍ほどになっており、そのうち6割がブラジル国籍となっています。このため、2004年度（平成16年度）から外国人サポート事業としてポルトガル語のできる職員を雇用し、市役所の窓口での通訳や市政資料の翻訳等を行っています。また、広報紙によるポルトガル語の情報提供やホームページの音声読み上げシステムの導入など、外国人が生活しやすい環境づくりに努めてきました。
- ・市内で暮らす外国人が抱える生活課題や言葉の問題を軽減していくためには、岩倉市国際交流協会が行っている外国人のための日本語教室や健康相談を継続して支援していく必要があります。
- ・また、日本人と外国人が互いの文化や価値観に対する理解を深め、多文化共生の地域社会づくりを進めるために、国際交流団体をはじめとした市民同士の交流や地域に根付いた活動を活性化していくことが求められています。

施策がめざす将来の姿

- 市民レベルの国際交流が活発に行われ、様々な国や地域の文化、習慣などにふれる機会が充実しています。
- 多文化共生に対する関心と理解が高まり、日本人と外国人が共に地域活動を行っています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2009年度 (平成21年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2020年度 (平成32年度)
国際交流や外国人との共生に満足している市民の割合	80.4%	84.1%	85.0%	90.0%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
国際交流・多文化共生	(1) 国際交流の促進	①草の根の国際交流活動の促進	63011
		②国際理解教育の充実	63012
	(2) 多文化共生の推進	①在住外国人の生活環境整備	63021
		②在住外国人の生活支援	63022
		③②在住外国人の地域社会への参画促進	63023 ²
		④在住外国人の自治意識の高揚	63024

施策の内容

(1) 国際交流の促進

①草の根の国際交流活動の促進

草の根の国際交流を進めるため、広く市民が参加する国際交流に関する講座やイベント、ホームステイ、海外地域への訪問団派遣など、岩倉市国際交流協会等の国際交流団体の活動を積極的に支援します。

②国際理解教育の充実

国際交流員による小中学校での活動や異文化体験の貴重な機会となる中学生海外派遣事業の継続によって、子どもたちを対象にした学校における国際理解教育を推進します。また、岩倉市国際交流協会等による講座やセミナーの開催支援や地域で開催される各種行事等への国際交流員の積極的な参加促進を通じて、地域における国際理解教育の充実に努めます。

【主要事業】

- ◆国際交流事業補助事業
- ◆国際交流員事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009年度(平成21年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
中学生海外派遣生徒数	14人	14人	14人	14人

(2) 多文化共生の推進

① 在住外国人の生活環境整備

外国人が日常生活に不安を覚えない暮らしやすい環境づくりのため、外国人にわかりやすい案内看板等を整備するとともに、外国語による市政情報のパンフレット作成などにより生活情報や制度の周知を図ります。

また、外国人サポート事業を充実するとともに、岩倉市国際交流協会が開催する日本語教室や健康相談を支援するなど、在住外国人の生活支援に努めます。

② 在住外国人の生活支援

言葉や生活習慣の違いから生じる問題を解決するため、外国人サポート事業を充実するとともに、岩倉市国際交流協会が開催する日本語教室や健康相談を支援するなど、在住外国人の生活支援に努めます。

③② 在住外国人の地域社会への参画促進

地域コミュニティと連携して、日本の文化・習慣等に対する在住外国人の理解を深めるための交流イベントや在住外国人向けの地域懇談会の開催やなどまちづくりを日本人と在住外国人との協働によって促進します。

④ 在住外国人の自治意識の高揚

多文化共生に関わる様々な問題を外国人同士の間で、ある程度解決していけるようにするため、在住外国人の自治意識の高揚に努めます。また、在住外国人向けの地域懇談会を充実するなど、リーダーとなる在住外国人を育成し、行政区等への参加促進を図ります。

【主要事業】

- ◆ 広報紙による外国人向け情報提供事業
- ◆ 外国人サポート事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009年度(平成21年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
地域・事業者・外国人等との懇談会開催数	—	0回	2回	5回 2回

平和行政の推進

現状と課題

- ・戦争を知らない戦後生まれの人が7割を超えて、平和意識の低下が懸念される中、戦争の悲惨さや平和の尊さを後世に伝えていくことは重要なことです。
- ・本市では、戦争や核兵器のない世界の実現を願い、1995年度（平成7年度）に「核兵器廃絶平和都市宣言」をしました。この宣言の趣旨を広く市民に啓発するためには、各種平和事業の施策を継続的に展開していく必要があります。
- ・このため、8月6日の広島平和記念日及び8月9日の長崎原爆の日、平和祈念戦没者追悼式を開催する8月15日の終戦記念日に戦没者・戦災死没者の慰霊と平和を祈念するため、サイレンを吹鳴し、市民と共に黙とうを行っています。
- ・また、毎年、戦争資料展や原爆パネル展を開催するとともに、市役所などに開設する平和コーナーでは、市民が平和への願いを込めた鶴を折り、その折り鶴は小中学生平和祈念派遣団に託す方法でにより広島・長崎に送られて献納しています。
- ・次代を担う子どもたちにこそ、平和の尊さを伝えていく必要があるため、今後とも広島・長崎の平和祈念式典への小中学生の派遣や、長崎での平和事業への小中学生への派遣や、や各学校での被爆体験談等を聞く会などを通して、戦争の悲惨さを学ぶ機会を継続していかねばなりません。平和教育を進めていく必要があります。
- ・また、戦争体験者の高齢化に伴い、戦争の体験談を話すことができる人が少なくなっているため、戦争体験を語り継ぐ人の育成等などが課題となっています。

施策がめざす将来の姿

- 被爆や戦争体験などの話や資料を絶やすことなく次世代へ受け継ぎ、だれもが平和を大切にしています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2008年度 (平成20年度)	2013年度 (平成25年度)	2015年度 (平成27年度)	2020年度 (平成32年度)
平和活動の推進に満足している市民の割合	82.7%	81.7%	85.0%	90.0%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》	
平和行政の推進	(1) 平和意識の高揚		64010	
	(2) 子どもを対象とした平和学習の推進		64020	
	(3) 平和活動の継承	①戦争関係資料の収集・保存	64031	64030
		②語り部の発掘と後世に伝承する組織づくり		64032

施策の内容

(1) 平和意識の高揚

戦争体験を風化させることなく平和の大切さを次世代に引き継いでいくため、広報紙やホームページを通じて核兵器廃絶平和都市宣言の趣旨を普及するなど、平和意識の高揚を図ります。また、平和祈念戦没者追悼式、戦争資料展の継続など、地域と連携しながら多様な世代の参加による平和啓発事業を推進します。

【主要事業】

- ◆平和祈念市民参加事業
- ◆平和祈念戦没者追悼式
- ◆戦争資料展
- ◆市民映画劇場

【目標指標】

単位施策の成果指	現状値		目標値	
	2009年度 (平成21年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2020年度 (平成32年度)
平和事業を一つ以上認知している市民の割合	62.6% (H20)	54.8% (H25)	65.0%	70.0%
平和コーナー開設中に市民から寄せられた折り鶴の数	55,975羽	48,345羽	60,000羽	60,000羽
戦争資料展来場者数	840人	730人	1,000人	1,000人

(2) 子どもを対象とした平和学習の推進

原爆の恐ろしさや戦争の悲惨さを知り、平和の大切さを学ぶため、小中学校で被爆体験談等を聞く会を開催するとともに、小中学生を広島と長崎への平和事業に毎年交互に派遣するなど、学校教育における平和学習を推進します。また、国際的な視野を持って平和を考えるために、海外の紛争についても学ぶ機会を設けるよう努めます。

【主要事業】

- ◆小中学生平和祈念派遣事業
- ◆被爆体験談等を聞く会

【目標指標】

単位施策の成果指	現状値		目標値	
	2009年度 (平成21年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2020年度 (平成32年度)
小中学生平和祈念派遣団員数	14人	14人	14人	14人
被爆体験談等を聞く会参加者数	1,332人	853人	1,300人	1,300人

(3) 平和活動の継承

①戦争関係資料の収集・保存

戦争下の生活における資料と原爆に関する写真パネルや広島・長崎の原爆資料の収集・保存を進めます。

②語り部の発掘と後世に伝承する組織づくり

戦争体験を話せる人が少なくなっていることから、後継者の育成と組織づくりを進めます。

戦争の実体験を話せる人が少なくなっていることから、戦争体験を語り継ぐ人の育成を近隣市町と連携するなど広域的な取組を進めます。

【主要事業】

- ◆平和資料展
- ◆戦争の話を聞く会

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009年度 (平成21年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2020年度 (平成32年度)
平和資料展入場者数	840人	730人	1,000人	1,000人
語り部の会会員数	7人	4人	8人	8人

広報・広聴

現状と課題

- ・市民と行政が協働でまちづくりを進めていくためには情報の共有が重要であり、迅速で、媒体の特性を踏まえた幅広い情報提供が必要になります。
- ・広報紙は、市政情報等の提供手段の基本ですが、行政情報の提供だけでなく、地域づくりや身近なまちの話題等を取り上げるなど、読みやすく、親しみのある広報紙づくりをする必要があります。
- ・ホームページは、「いつでも、どこでも」情報が取得できる特性を有しています。本市では、2007年（平成19年）12月にホームページをリニューアルしたことにより、必要な情報が探しやすくなるとともに、掲載情報の更新もスムーズになりました。ましたが、掲載する情報量の増加や急速に普及したスマートフォンへの対応など、多様化するニーズへの対応が求められています。
- ・2014年（平成26年）2月から、防災・防犯、イベント、子育て支援、保健センター事業などの暮らしに役立つ情報をメールでお知らせする「ほっと情報メール」を導入しました。
- ・今後は、高齢者や障害者に、より一層配慮した情報の掲載方法やパソコン・インターネットの学習機会の提供に努めていくことによって情報格差を解消していく必要があります。また、利用ニーズにあったタイムリーな情報の提供方法を検討していきます。
- ・広聴については、2009年度（平成21年度）から、それまでの市政懇談会に替えて、タウンミーティングとして、市長が、直接行政区等に出向き、市政に対する意見・提案を聴く場を設けました。また、「市民の声」制度に加えて、より建設的な意見収集のために「私の提案」制度を設けました。
- ・このほか、市政情報を提供する場としては、まちづくり出前講座や公共施設見学を実施しています。また、幅広く市民の意見を聴く場としては、いどばた広聴などを実施しています。今後とも協働のまちづくりを進めていくためには、さらに市民と行政の情報の共有化を図る必要があります。
- ・また、幅広い多くの市民ニーズと市民の市政に対する評価の推移を統計的に把握するために市民意向調査を継続的に実施していく必要があります。
- ・さらに、各種計画を策定する段階で市民の意見を反映していくために、パブリックコメント^{*}やパブリックインボルブメント^{*}などの多様な市民参加の仕組みをつくっていく必要があります。

施策がめざす将来の姿

- すべての市民が、必要な行政情報や地域情報を必要なときに受けることができるようになっています。
- 様々な場で市民と行政とのコミュニケーションが活発になり、市民の声が反映された市政運営が行われています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2008年度 (平成20年度)	2013年度 (平成25年度)	2015年度 (平成27年度)	2020年度 (平成32年度)
市政情報の提供に満足している市民の割合	83.2%	78.8%	85.0%	90.0%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
広報・広聴	(1) 広報の充実	① 広報いわくらの充実	65011
		② 岩倉市ホームページの充実	65012
		③ 多様な媒体による広報活動の推進	65013
		④ 情報格差の解消	65014
	(2) 広聴の充実	① 直接対話方式の広聴活動の充実	65021
		② 市民意向調査の定期的な実施	65022
		③ 各種計画策定時における市民意見の反映	65023

施策の内容

(1) 広報活動の充実

① 広報いわくらの充実

親しみやすく読みやすい広報紙とするため、取材ボランティアや広報モニター制度を設け活用し、身近なまちの話題を取り上げるなど、市民との協働による広報紙づくりに努めます。

② 岩倉市ホームページの充実

ホームページの持つ即時性や豊富な情報量、容易に市外からも情報にアクセスできるなどの特性を生かし、まちの魅力を伝える情報や市民生活に役立つ市政情報を迅速かつ詳細に掲載します。また、スマートフォンなどの多様な端末からホームページを

閲覧しやすい表示となるよう対応を行います。

③多様な媒体による広報活動の推進

市民が知りたい情報とその効果的な提供方法を的確に把握しながら、携帯電話端末や地上デジタル放送、インターネット等多様な媒体や出前講座などを活用した行政情報等の提供に努めます。

④情報格差の解消

高齢者や障害者にもやさしいホームページの作成に努めるとともに、Webアクセシビリティに配慮し、多様な情報媒体を併用するなど、情報格差にも配慮した行政情報の提供に努めます。また、中高年向けのパソコン教室やインターネット講座の開催など情報教育の充実に努めます。

【主要事業】

- ◆広報紙発行事業
- ◆ホームページ管理運営事業
- ◆まちづくり出前講座
- ◆ほっと情報メール配信事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2008年度 (平成20年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2020年度 (平成32年度)
広報いわくらを利用している市民の割合	79.4%	74.2%	80.0%	80.0%
市ホームページを利用している市民の割合	16.5%	17.4%	20.0%	30.0%

(2) 広聴の充実

①直接対話方式の広聴活動の充実

市民本位の市政運営を進めるには、市民の声を直接把握することが重要であることから、従来の市政モニター制度のほか、市民の集まりに市長が出席するタウンミーティングや職員が出向くいどばた広聴の実施などによる広聴活動の一層の充実に努めます。

②市民意向調査の定期的な実施

幅広い市民のニーズと市政に対する評価の推移を的確に把握するために市民意向調査を継続的に実施します。また、市や市政に対するより多くの意見を収集するために、インターネットを利用したアンケート方法等を検討します。

③各種計画策定時における市民意見の反映

多くの市民の意向や提案を市政に一層反映させるため、計画等の策定の際にはパブ

リックコメントを実施するとともに、委員会や意見交換会、ワークショップなど市民の意見を反映するための多様な方法・機会を充実します。

【主要事業】

- ◆ 市政モニター事業
- ◆ タウンミーティング
- ◆ 市民意向調査

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009年度 (平成21年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2020年度 (平成32年度)
タウンミーティング 開催回数	4回	4回	10回	15回
いどばた広聴参加者 数	128人	35人	200人	300人

関連する計画・条例

- 岩倉市地域情報化基本計画（平成14年3月策定）
- 岩倉市市民参加条例（予定）

情報公開・個人情報保護

現状と課題

- ・「行政が所有する情報は、市民と共有する」との認識のもと、1999年（平成11年）の国の情報公開法が制定されたことを契機に、情報公開条例の趣旨として「市民への説明責任」等を加えるなど情報公開制度のより一層の充実を図ってきました。や、市民が主人公の市民参加のまちづくりに取り組んでいます。
- ・本市においても、2012年度（平成24年度）に策定した自治基本条例において、執行機関が保有する情報は市民との共有物であると規定し、今まで以上の積極的な情報公開により、市民が主人公の市民参加のまちづくりに取り組んでいます。
- ・国では、行政文書などをインターネット上に公開し、情報公開請求や自己情報開示請求を行うにあたり、容易に文書の特定ができるようになっていきます。本市においても、文書管理を徹底しながら、検討する必要があります。引き続き、行政の透明化と市民との情報共有をめざすため、公文書目録のインターネット上での公開のあり方について検討していく必要があります。
- ・行政の保有する個人情報については、個人情報保護条例や情報セキュリティポリシーなどによって、その適正な取扱いが明らかにされており、その徹底運用に努めています。
- ・その一方で、個人情報保護の徹底は、災害時要援護者*の避難行動要支援者*情報や福祉分野での個別支援情報の共有など地域コミュニティ活動を行う上で必要不可欠となる情報を市民と共有する妨げになっている側面もあり、こうした相反する課題もあります。
- ・2013年（平成25年）にマイナンバー法*が制定され、本市においても、情報システムの改修やマイナンバー制度への適切な対応と、今まで以上に個人情報の適切な管理・運用に努めていく必要があります。
- ・開かれた行政、身近な行政の実現のためには、これからも個人情報の適正な取扱いの徹底に努めながら、情報公開の一層の充実を図っていくことが大切です。

施策がめざす将来の姿

- 情報公開が充実し、市民から信頼される市政運営が行われています。
- 市が保有する個人情報の適正な保護が図られています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2009年度 (平成21年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2020年度 (平成32年度)
個人情報漏えいによる被害報告件数	0件	0件	0件	0件

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
情報公開・個人情報保護	(1) 情報公開の推進	①情報サロンの充実	66011
		②ホームページを活用した情報公開	66012
		③②積極的な行政情報の提供	66013 2
	(2) 個人情報の保護	①個人情報保護の徹底	66021
		②個人情報の適切な活用	66022
		③情報セキュリティ対策等の推進 【「行政経営」の再掲】	67132

施策の内容

(1) 情報公開の推進

①情報サロンの充実

市役所の情報サロンを市政情報の窓口として、その機能向上を図るため、提供情報の充実や公開文書の検索を容易にするなど、必要な行政情報が入手しやすい環境づくりに努めます。

②ホームページを活用した情報公開

行政が保有している情報を迅速かつ効果的に公開していくための手段として、~~ホームページを活用した公文書目録の提供を実施します。~~

③積極的な行政情報の提供

行政の透明化と市民との情報共有を図るため、~~情報公開請求に対する公開のみでなく、積極的な行政情報の提供に努めます。また、事務の効率化や文書管理システムの活用により情報公開請求事務の迅速化を図ります。~~

②積極的な行政情報の提供

岩倉市自治基本条例の考え方にに基づき、ホームページを活用した公文書目録の提供をはじめ、分かりやすい形での行政文書の公開に努めるとともに、積極的な行政情報の提供に努めます。

【主要事業】

◆公文書目録ホームページ公開事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009年度 (平成21年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2020年度 (平成32年度)
公文書目録のホームページでの公開	—	未実施	実施	—

(2) 個人情報の保護

①個人情報保護の徹底

本市が保有する個人情報及び特定個人情報^{*}を適切に保護するため、職員研修の実施などにより個人情報保護意識の向上を図るとともに、データの適正な管理や、そのための環境整備に努めます。

②個人情報の適切な活用

個人情報保護に対する誤った理解が、災害時の要援護者避難行動要支援者情報や平常時の福祉的個別支援情報といった各種重要施策の推進において必要不可欠な個人情報の活用を妨げることはないよう、個人情報保護制度の適切な運用に努めます。

③情報セキュリティ対策等の推進

「行政経営」の再掲

【主要事業】

◆情報公開・個人情報保護に関する研修

関連する計画・条例

■岩倉市情報セキュリティポリシー（平成15年6月策定）

■岩倉市情報公開条例

■岩倉市個人情報保護条例

■岩倉市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（仮称）

1 行政経営

現状と課題

- ・ 少子高齢・人口減少社会の到来と複雑・多様化する市民ニーズなど、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化してきており、その変化に対応するため、これまでの行政システムは大きな転換を求められています。民間の優れた手法を取り入れながら、ヒト・モノ・お金といった限られた経営資源を最大限に有効活用して、市民満足度の向上をめざした「行政経営」の視点が重視されてきています。
- ・ 本市では、2000年（平成12年）に第2次行政改革大綱を、2005年（平成17年）に行政改革集中改革プラン^{*}を策定し、数値目標も設定しながら、事務事業の見直しや民間委託の活用、指定管理者制度^{*}の導入など、積極的な行政改革に取り組んできました。今後も、さらなる行政改革を進め、より効率的な行政経営が求められています。
- ・ 2011年（平成23年）には行政改革の視点を取り入れながら、行政経営の視点からも市民満足度の向上を目指す行政経営プランを策定し、行政改革に取り組んでいます。今後も、さらなる行政改革を進め、より効率的な行政経営をすることが求められています。
- ・ また、2001年度（平成13年度）から住民票や印鑑登録証明書など各種証明書の発行や異動に伴う手続きなどをワンストップサービス化し、2004年（平成16年）には戸籍の電子化を行うなど、事務の電子化を進め、市民サービスの向上を図ってきました。
- ・ 急速に進展した情報通信技術は、市民生活や社会経済活動にとって必要不可欠なものになっています。こうした状況において、個人情報保護や情報セキュリティの確保を図りながら、保健、福祉、教育、生涯学習などあらゆる市民サービスの向上に情報通信技術を活用していく必要があります。
- ・ 「選択と集中」による効率的・効果的な行政経営のためには、明確な基準に基づく施策及び事務事業の評価を行い、財政計画や予算と連動した総合計画の進行管理が必要です。こうした取組や成果を市民にわかりやすく説明することによって、行政サービスに対する市民満足度を高めていく必要があります。
- ・ 人口急増期に建設された公共施設の老朽化が進んでいるため、これらの施設の適切かつ計画的な改修などにより、維持管理の効率化を図るとともに、施設の多目的利用や有効活用を図ることが求められています。
- ・ 国からの要請による2016年度（平成28年度）までの公共施設等総合管理計画の策定や、市として今後の公共施設を適正な配置についての方針を示す公共施設再配置計画の策定が課題となっています。
- ・ 地方分権一括法^{*}の施行以降、分権型社会への移行が本格化している中、国と地方の役割分担の見直しや地方制度改革に迅速・適切に対応し、地方自治体としての自主性、自立性を高めていくためには、政策形成能力、行政執行能力の高い職員が求められています。

- ・全国的に市町村合併が進み、国は、2008年（平成20年）12月にこれまでの広域行政圏は役割を終えたものとしています。今後は、それぞれの共通課題に応じた周辺市町との広域的な連携・協力を推進していく必要があります。

施策がめざす将来の姿

- 総合計画の着実な進行管理とともに、行政評価システムの確立及び行政改革の推進により効率的・効果的な行政経営が行われています。
- 行政の情報化が進み、窓口サービス等の利便性が向上し市民サービスが充実しています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2010年度 (平成22年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2020年度 (平成32年度)
効率的・計画的な市の行政経営が行われていると思う市民の割合	18.2%	20.3%	24.0%	30.0%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
行政経営	(1) 行政改革の推進	①行政改革の計画的な推進	67111
		②民間活力の導入	67112
	(2) 総合計画の進行管理と行政評価の推進	①総合計画の計画的な推進	67121
		②行政評価の推進	67122
		③市民意向調査の定期的な実施 【「広報・広聴」の再掲】	65022
	(3) 効率的な事務運営と満足度の高い行政サービスの推進	①行政の情報化推進	67131
		②情報セキュリティ対策等の推進	67132
		③公共施設の計画的な改修と有効活用	67133
		④窓口サービス等の充実	67134

	(4) 分権型社会への対応	①行政執行能力の向上	67141
		②地方分権への対応	67142
		③広域行政の推進	67143
		④地域コミュニティの強化 【「市民協働・地域コミュニティ」の再掲】	61021 ? 61023

施策の内容

(1) 行政改革の推進

①行政改革の計画的な推進

複雑化・多様化する市民ニーズや新たな行政課題に的確に対応するため、**行政経営プランの計画期間が満了する平成 28 年度以降における行政改革の指針となる計画を策定し、計画的に行政改革を推進します。**

②民間活力の導入

公共サービスとしての役割や意義に十分留意しつつ、PFI*や市場化テスト*等による民間活力の導入を検討するとともに、市民活動団体などを含めた民間委託や指定管理者制度の導入・拡大を推進します。また、民間の経営努力の結果を活用するのみでなく、そのプロセスを取り入れた合理化・効率化を図ります。

【主要事業】

- ◆行政改革推進事業
- ◆公共サービス実施主体適正化事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009 年度 (平成 21 年度)	2014 年度 (平成 26 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
新行政改革計画の達成率	—	81.9%	50.0%	100.0%

(2) 総合計画の進行管理と行政評価の推進

①総合計画の計画的な推進

行政評価と実施計画、予算編成が連動するシステムを構築し、総合計画の着実な進行管理を図ります。

②行政評価の推進

総合計画に掲げた施策の目標達成度と効果を計るための行政評価システムの確立と的確な運用を図ることによって、PDCAサイクル*による効率的で実効性のある行政経営を推進します。また、評価結果の公表により行政の透明性を高めるとともに、より客観的な評価となるように外部評価の仕組みの導入を**引き続き**検討します。

③市民意向調査の定期的な実施

「広報・広聴」の再掲

【主要事業】

- ◆総合計画進行管理事業
- ◆行政評価システム構築事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009年度 (平成21年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2020年度 (平成32年度)
基本計画目標数値達成率	—	32.6%	100.0%	100.0%
行政評価実施施策割合	—	100.0%	100.0%	100.0%

(3) 効率的な事務運営と満足度の高い行政サービスの推進

①行政の情報化推進

限られた財源や職員数という状況下で、効率性と迅速性、正確性を兼ね備えた業務を遂行するため、情報通信技術の積極的な導入と効果的な活用を図ります。

②情報セキュリティ対策等の推進

地方自治体としての適正なレベルで情報セキュリティを保持し続けるため、職員を対象とした情報セキュリティに関する研修を徹底するとともに、技術の進歩に合わせたシステム・運用体制の強化を継続します。また、大規模災害などが発生し、情報通信機器やシステムに不測の事態が生じた際に迅速かつ的確な業務の応急措置・復旧が図れるようにするため、情報通信技術部門の業務継続計画（BCP）*を策定します。

③公共施設の計画的な改修と有効活用

老朽化の進む公共施設の長寿命化を図るために、**公共施設等総合管理計画等を策定し**、総合的かつ計画的な施設改修等を推進するとともに、市民ニーズに合わせた多目的利用などを進め、公共施設の有効活用を図ります。

④窓口サービス等の充実

施設窓口では、わかりやすい、手続きのしやすい受付ができるように努めるとともに、市民生活における情報通信機器等の普及に合わせた質の高い市民サービスの提供を実現するため、費用対効果を考慮しながら、情報通信技術を活用した行政サービスのオンライン化に努めます。

【主要事業】

- ◆情報通信技術活用事業 **電子情報システム維持管理事業**
- ◆行政サービスオンライン促進事業
- ◆**公共施設等総合管理計画策定事業**

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009年度 (平成21年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2020年度 (平成32年度)
行政サービスのオンライン利用率	19.6%	24.4%	25.0%	30.0%

(4) 分権型社会への対応**①行政執行能力の向上**

地域の課題解決や創造的なまちづくりを進めていくために、職員の行政執行能力や政策形成能力の向上を図ります。

②地方分権への対応

国や県からの権限移譲に対応できる組織体制の整備を図るとともに、地方分権や市町村合併など、地方自治制度のあり方についての研究を進めます。

③広域行政の推進

周辺自治体市町との連携・協力により、広域的な課題解決に取り組むとともに、市民に周辺自治体市町の情報提供などを行い、市民サービスの向上に努めます。また、新たな広域的な共通課題が生じた際には、一部事務組合や広域連合といった事務の共同化などによる対応を適宜進めます。

④地域コミュニティの強化

「市民協働・地域コミュニティ」の再掲

【主要事業】

- ◆行政執行能力向上のための職員研修

関連する計画・条例

- 岩倉市地域情報化基本計画（平成14年3月策定）
- 岩倉市情報セキュリティポリシー（平成15年6月策定）

2 財政運営

現状と課題

- ・国、地方の税収入は、税制改正や景気の動向により今後も変動します。国から地方への事務権限・税源移譲、制度見直しによる地方交付税や国庫支出金の削減などが想定される一方で、少子高齢化が進展し、社会保障に係る費用が増加してきています。こうした状況の中、引き続き健全な財政運営が必要となっています。
- ・本市の市税は、個人市民税、固定資産税の割合が高く、法人市民税の割合は低くなっています。このことは、企業活動による固定的な高い税収を期待できない反面、経済、景気動向に直接的な影響を受けにくい財政基盤であるといえます。
- ・市税の中心である個人市民税は、生産年齢人口の減少による市民所得の低減とともに、縮小していくことが見込まれます。このため、市税の的確な課税と収納率の向上はもとより、適正な受益者負担や新たな財源などによる自主財源の確保が重要です。
- ・2017年（平成29年）4月からの消費税率の改定を踏まえた、使用料・手数料等の見直しを行う必要があります。
- ・本市では、これまで行政改革に積極的に取り組んできており、事務事業の見直しにより経常経費を削減し、義務的経費では人件費の大幅な削減を行い、市債の借入額を抑制することにより公債費*と市債残高を減少させてきました。また、本市が交付している補助金についても、見直しを実施してきました。
- ・高齢化の進展に伴って、今後は、ますます義務的経費である扶助費が増加していくことが見込まれます。また、少子化を解消するための対策費用が増大増加することが予想されます。さらに、昭和40～50年代の人口増加に伴って建設した学校、図書館等の公共施設の改修等に係る支出が増加するとともに、市債残高の増加も見込まれます。
- ・さらに、環境問題等の新たな課題や市民の多様なニーズへの対応などのための支出や、昭和40～50年代の人口増加に伴って建設した学校、図書館等の公共施設の改修等に係る支出が増加傾向にあります。
- ・今後とも、公平・公正な市民サービス水準を維持していくために、常に事業を見直し、改善・廃止・統合を実施した上で、単年度での収支バランスと将来にわたる負担を認識して、予算を編成、執行する必要があります。

施策がめざす将来の姿

- 税制について市民の理解が十分得られて、自主的な納税が行われています。
- 限られた財源を効果的に活用し、将来世代に過度な負担を残さない、健全な財政運営がされています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2009年度 (平成21年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2020年度 (平成32年度)
実質公債費比率 [※]	10.1%	5.5%	11.0%以内	12.0%以内
将来負担比率 [※]	68.1%	37.2%	100.0%以内	120.0%以内

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
財政運営	(1) 安定的な財源の確保	①納税意識の向上	67211
		②収納率の向上	67212
		③受益者負担の適正化	67213
		④その他の財源確保	67214
	(2) 歳出の効率化	①「選択と集中」による予算執行	67221
		②財政健全化への取組	67222

施策の内容

(1) 安定的な財源の確保

①納税意識の向上

税の仕組みや使い道、財政状況などを、広報紙やホームページ、まちづくり出前講座などを通して、わかりやすく、積極的に情報提供をすることによって、税に対する市民意識の向上を図ります。また、外国語の資料を作成するなど、在住外国人への周知・啓発に努めます。

②収納率の向上

納税者の利便性の向上を図るため、口座振替制度の利用を勧奨するとともに、市税のコンビニエンスストア収納を実施する新たな収納方法について検討するなど、納税機会の拡大に努めます。また、自主的な納付が見込めない滞納者に対しては、徹底した調査の上、財産の差押えを執行し、インターネット公売等により効率的な換価を行います。

③受益者負担の適正化

必要な行政サービスをその受益に応じた適正な費用負担によって持続的に提供できるようにするため、サービス提供に係る経費とのバランスを考慮し、応益割と応能割の考え方によって低所得者や障害者等への配慮をしながら使用料・手数料、負担金等の適正化に努めます。

④その他の財源確保

収入増をめざし、未利用財産の有効活用・売却や有料広告などによる新たな財源の確保を図るとともに、国や県等の補助金・交付金等の積極的な活用に努めます。

【主要事業】

- ◆みんなの税周知事業
- ◆市税収納私人委託事業
- ◆インターネット公売
- ◆口座振替受付サービス

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009年度 (平成21年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2020年度 (平成32年度)
市税収納率	91.9%	94.5%	93.0%	93.5% 95.5%

(2) 歳出の効率化

①「選択と集中」による予算執行

「選択と集中」を念頭に市民意向と費用対効果を多角的に検討し、現在だけでなく将来にも責任ある計画的な予算を編成します。部局間の情報交換や連携を積極的に行い、関連事業の集中実施や共同実施をするなど、適正かつ厳格な予算執行に努めます。

②財政健全化への取組

市の財政状況を客観的に認識するため、資産・債務・費用等の的確な把握と管理を行うなど、健全な財政運営に努めるとともに、財政運営の透明性の確保と財政状況に関する説明責任を果たします。

【主要事業】

- ◆財政状況公表

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009年度 (平成21年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2020年度 (平成32年度)
経常収支比率※	90.0%	84.5%	88.0%以内	86.0%以内

関連する計画・条例

■岩倉市税条例

■岩倉市財政状況の公表に関する条例

3 組織・人事マネジメント

現状と課題

- ・社会経済や社会構造の急激な変化により、行政市民ニーズは高度化・多様化し、また、地方分権の進展に伴い、地方自治体としての役割と責任はますます拡大してきています。一方で、少子高齢・人口減少の時代を迎えた今、行政組織は、かつてのようなニーズに合わせた拡大型ではなく、少数精鋭の定員管理の下で、柔軟で横断的な課題解決能力や調整能力を持った組織による対応が持つことが一層厳しく求められています。
- ・本市では、これまで、行政ニーズへの対応と効率的・効果的であることを基本として社会的なニーズに対応できる組織、市民が利用しやすい市役所となることを念頭に組織・機構の見直しとともにを行いました。併せて事務事業の見直しや民間委託化に取り組み、職員定数の削減適正化に努めてきました。その結果、職員数は、2001年度（平成13年度）には465人でしたが、20102014年度（平成2226年度）は369372人となっています。
- ・~~少数精鋭の組織であるためには、職員一人ひとりの能力を向上させるとともに、総合的な人材育成の方向性を示す基本方針を策定する必要があります。~~
- ・職員に求められる能力、意識、目指す職員像を明らかにした、職員の能力開発の指針となる人材育成基本方針を2014年（平成26年）10月に策定しました。
- ・さらに、職員一人ひとりが、組織の目標や方針を受け、自ら業務目標を設定し、その達成に向けて仕事に取り組む目標管理制度を導入し、この制度を人事評価につなげることによって、組織力を強化していく必要があります。~~ていますが、今後、職員の能力開発、人材育成を基本とした「業務評価」と「能力評価」を行う人事評価制度を導入する必要があります。~~
- ・環境の変化に柔軟に対応するため、専門的知識や経験のある人材を多様な任用制度により確保する必要があります。
- ・職員の意識改革の観点にも立ちながら、政策形成能力や法制執務能力など自治体職員として求められる人材を育成していくために、効果的かつ実践的な職員研修を充実していかなければなりませんの充実が求められています。

施策がめざす将来の姿

- 能力と実績に応じた人員配置と柔軟な組織体制で、市民サービスが向上しています。
- 地域の課題を発見し、解決する能力を持った市民に信頼される職員が多くなっています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2010年度 (平成22年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2020年度 (平成32年度)
職員の応対に満足している市民の割合	62.5%	71.2%	65.0%	70.0% 75.0%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
組織・人事マネジメント	(1) 弾力的な組織体制の構築	①行政需要等に応じた組織・機構の再編	67311
		②プロジェクトチームの活用	67312
	(2) 適正な人事管理の推進	①職員定数の適正化	67321
		②多様な任用制度の活用	67322
	(3) 職員の能力開発	①人材育成基本方針の策定の推進	67331
		②人事管理システム(人事評価システム)制度の構築運用	67332
		③職員研修等の充実	67333

施策の内容

(1) 弾力的な組織体制の構築

①行政需要等に応じた組織・機構の再編

地方分権の進展や新たな行政課題に的確かつ柔軟に対応し、効率的な行政サービスを継続していくことのできる組織運営と市民にわかりが利用しやすい組織づくりを行います。

②プロジェクトチームの活用

総合的な視点から検討することが必要な行政課題については、組織や機構の枠を越えたプロジェクトチームを編成し、戦略的かつ弾力的に課題解決に取り組みます。

(2) 適正な人事管理の推進

①職員定数の適正化

職員からの自己申告書の提出により、職員の適性や能力等を反映したに応じた適

切な配置を行いながらとともに、多様化する行政ニーズや新たな行政課題に的確に対応するため定員適正化計画に基づき、バランスのとれた計画的な職員採用を行います。

②多様な任用制度の活用

再任用制度や、社会人採用制度などの積極的な活用により知識と経験を有する人材を確保するとともに、庁内公募制*など職員の意欲向上と組織活性化のための任用制度を導入することなどにより、人的資源の有効活用を図ります。

【主要事業】

- ◆定員適正化事業
- ◆社会人経験者等採用事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009年度 (平成21年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2020年度 (平成32年度)
定員適正化計画の見直し	—	実施	実施	実施
定員適正化計画目標 数値達成率	100.0%	99.7%	100.0%	100.0%

(3) 職員の能力開発

①人材育成基本方針の策定の推進

職員に求められる能力・知識と将来めざすべき職員像を明らかにし、その総合的な取組の指針とする人材育成基本方針を策定します。

人材育成基本方針に掲げる「職員を育てる職場環境、職員研修及び人事管理」の3つの戦略の取組状況などを把握し、適宜、見直しを図りながら人材育成を推進します。

②人事管理システム(人事評価システム)の構築制度の運用

組織目標と連動した個人目標の設定と個人の意欲や能力、成果を重視した目標管理制度を導入し、人材育成と関連付けながらマネジメントサイクルに基づく人事管理を進めます。

任用、給与、その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するにあたり発揮した能力及び業績に基づく人事評価制度を導入し、適切な運用に努めます。

③職員研修等の充実

人材育成の基本的な手法であるOJT*を中心として、階層別・専門研修などのOff-JT*を積極的に進め、政策形成能力や専門能力等、職員一人ひとりの資質の向上に努めるとともに、職員提案制度や業務改善運動等を通じて職員・組織の改革意識やチャレンジ精神の向上を図ります。また、国、県等との多様な人事交流を進め、広い視野と専門知識を持った職員の育成に取り組めます。

【主要事業】

- ◆人材育成基本方針策定・運用事業
- ◆目標管理制度導入・運用事業
- ◆人事評価制度導入・運用事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009年度 (平成21年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2020年度 (平成32年度)
職員提案の応募数	20件	25件	50件	100件

関連する計画・条例

- 岩倉市定員適正化計画(平成23年度～平成27年度)